



実行計画

実行計画について

1 実行計画の趣旨

実行計画は、基本構想に掲げるまちづくりの基本目標「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして、計画期間に取り組む施策の具体的内容及び目標を明示した計画です。

2 計画の期間

計画の期間は、2011年度から2013年度までの3か年とします。

3 計画の構成

(1) 政策体系別計画

基本構想に定めた7つの基本政策ごとに、施策課題の現状と課題を明らかにした上で、計画期間内に取り組む事業内容及び目標を示しています。

(2) 区計画

7つの区ごとに、その地域特性を踏まえて区の現状と主な課題をまとめるとともに、計画期間に推進する主要な取組を示しています。

また、「区民会議」の取組事例をはじめとした参加と協働の取組を示すとともに、地域の課題解決に向けた取組、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりに向けた取組など、区における計画期間の主な取組を、政策体系にあわせて示しています。

(3) 計画事業費

政策体系ごとに、各年度の計画事業費を示しています。

(4) 政策体系図

本計画における政策体系図を、第1階層の基本政策から、第5階層の事務事業まで示しています。

具体的な事業と事業内容・目標の見方

1 事業名

- ・事業名及び計画期間内の事業概要です。
- ・(再掲)の表示は、その事業が他の政策体系に位置付けられている事業の再掲事業であることを表します。

2 現状

- ・2010年度現在の取組内容や事業実施量です。

3 事業内容・目標

- ・計画期間中の各年度の事業実施内容や目標を示しています。
- ・実線の矢印は、同一事業内容を継続的に実施することを示しています。
- ・なお、計画期間を通じた経常的な事業については、年度ごとの取組内容ではなく、「事業概要」及び「計画期間の取組」のみを表しています。

今後変更する可能性がある施設名称等には(仮称)を付けています。



実行計画

政策体系別計画

まちづくりの基本目標 「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる

まちづくりの基本方向

協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

川崎の特徴や持続型社会

政策体系

7つの基本政策

安全で快適に暮らすまちづくり

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

人を育て心を育むまちづくり

環境を守り自然と調和したまちづくり

30の政策の基本方向・90の基本施策

◇暮らしの安全を守る

- ・身近な安全の確保
- ・救急体制の強化
- ・良好な生活衛生環境の確保

◇災害や危機に備える

- ・危機事象への的確な対応
- ・防災対策の推進
- ・消防力の強化
- ・治水・雨水対策の推進

◇身近な住環境を整える

- ・良好な都市景観形成の推進
- ・暮らしやすい住宅・住環境の整備
- ・市民の提案や自主的な活動が活きるまちづくりの推進

◇快適な地域交通環境をつくる

- ・身近な地域交通環境の整備
- ・地域の生活基盤となる道路整備
- ・バス輸送サービスの充実
- ・総合的自転車対策の推進

◇安定した供給・循環機能を提供する

- ・良質な水の安定供給
- ・良好な下水道環境の形成

◇超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる

- ・地域で共に支え合う福祉の推進
- ・健康で生きがいを持てる地域づくり
- ・介護予防の促進
- ・介護サービスの充実

◇障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる

- ・障害への理解と支え合いの促進
- ・障害者の地域生活支援の充実
- ・障害者の自立と社会参加の促進

◇安心な暮らしを保障する

- ・自立生活に向けた取組の推進
- ・確かな安心を支える給付制度の運営

◇すこやかで健全に暮らす

- ・市民の健康づくりの推進
- ・地域での健康づくりのネットワーク化の推進

◇地域での確かな医療を供給する

- ・医療供給体制の確保
- ・信頼される市立病院の運営

◇子育てを地域社会全体で支える

- ・安心して子育てできる環境づくり
- ・子どもがすこやかに育つ環境づくり
- ・子育てを支援する体制づくり

◇子どもが生きる力を身につける

- ・子どものすこやかな成長の保障
- ・教育環境の整備
- ・地域に開かれた特色ある学校づくり

◇生涯を通じて学び成長する

- ・いきいきと学び、活動するための環境づくり
- ・地域のスポーツ・レクリエーション活動の支援

◇地域人材の多様な能力を活かす

- ・シニア世代の豊かな経験を活かすしくみづくり
- ・大学などを地域で活かすしくみづくりと若者の社会参加への支援

◇人権を尊重し共に生きる社会をつくる

- ・人権・共生施策の推進
- ・男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進
- ・平和施策の推進

◇環境に配慮し循環型のしくみをつくる

- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・ごみをつくらない社会の実現に向けた取組の推進
- ・環境配慮型社会の形成に向けた取組

◇生活環境を守る

- ・地域環境対策の推進
- ・廃棄物対策の推進

◇緑豊かな環境をつくりだす

- ・多摩丘陵の緑の保全と育成
- ・魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備
- ・協働の取組による緑の創出と育成
- ・都市農地の多面的な機能の活用

持続可能な市民都市かわさき」をめざして

長所を活かし、
の実現に貢献する

自治と分権を進め、愛着と
誇りを共有できるまちをつくる

活力にあふれ
躍動するまちづくり

個性と魅力が
輝くまちづくり

参加と協働による
市民自治のまちづくり

- ◇川崎を支える産業を振興する
 - ・産業の競争力強化と活力ある産業集積の形成
 - ・ものづくり産業の高度化・複合化
 - ・まちづくりと連動した商業の振興
 - ・中小企業の経営環境の整備
 - ・都市農業の振興
- ◇新たな産業をつくり育てる
 - ・新事業創出のしくみづくり
 - ・市民生活を支援する新たな産業の育成
 - ・新エネルギー産業の育成
 - ・科学技術を活かした研究開発基盤の強化
- ◇就業を支援し勤労者福祉を推進する
 - ・人材を活かすしくみづくり
 - ・勤労者施策の推進
- ◇川崎臨海部の機能を高める
 - ・臨海部の産業再生
 - ・臨海部の都市再生
 - ・羽田空港再拡張・国際化に対応した基盤づくり
 - ・広域連携による港湾物流拠点の形成
 - ・市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境再生
- ◇都市の拠点機能を整備する
 - ・民間活力を活かした魅力ある広域拠点の形成
 - ・個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備
- ◇基幹的な交通体系を構築する
 - ・広域的な交通幹線網の整備
 - ・地域の交通幹線網の整備

- ◇川崎の魅力を育て発信する
 - ・新たな観光の振興
 - ・「音楽のまち・かわさき」の推進
 - ・ホームタウンスポーツの振興
 - ・地域資源を活かした魅力づくり
 - ・都市イメージの向上
- ◇文化・芸術を振興し地域間交流を進める
 - ・市民の文化・芸術活動の振興
 - ・個性ある多様な文化の振興
 - ・国際交流の推進
 - ・地域間交流の推進
- ◇多摩川などの水辺空間を活かす
 - ・多摩川の魅力を活かす総合的な取組
 - ・水とのふれあいの場づくり

- ◇自治と協働のしくみをつくる
 - ・分権時代の新たな自治のしくみづくり
 - ・協働のまちづくりの推進
- ◇市民と協働して地域課題を解決する
 - ・区における地域課題への的確な対応
 - ・区における市民活動支援施策の推進
 - ・便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供
 - ・市民参加による区行政の推進
- ◇市民満足度の高い行政サービスを提供する
 - ・市民本位の情報環境の整備
 - ・迅速で的確な総合相談サービスの提供

基本政策に
取り組む視点

- 新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める
- 首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす
- 相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する
- 市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する

政策体系別計画を構成する7つの基本政策と体系数

政策体系別計画では、7つの基本政策に基づき体系を整理し、それぞれの政策目的に応じた施策・事業内容を明示しています。

各政策体系の階層ごとの数は次のとおりです。

基本政策 (第1階層)	政策の 基本方向 (第2階層)	基本施策 (第3階層)	施策課題 (第4階層)	事務事業 (第5階層)
安全で快適に暮らすまちづくり	5	16	45 (うち再掲4)	291 (うち再掲113)
幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	5	13	37 (うち再掲3)	196 (うち再掲27)
人を育て心を育むまちづくり	5	13	35	184 (うち再掲62)
環境を守り自然と調和したまちづくり	3	9	39 (うち再掲6)	186 (うち再掲58)
活力にあふれ躍動するまちづくり	6	20	65 (うち再掲5)	283 (うち再掲121)
個性と魅力が輝くまちづくり	3	11	21 (うち再掲1)	82 (うち再掲30)
参加と協働による市民自治のまちづくり	3	8	19	138 (うち再掲37)
合 計	30	90	261 (うち再掲19)	1,360 (うち再掲448)